

# 決 済 用 普 通 預 金

2012年7月12日現在

1 商品名 (愛称)	決 済 用 普 通 預 金
2 販売対象	・ 法人及び個人の方
3 期 間	・ 期間の定めはございません
4 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5 払戻方法	・ 随時払い戻しできます
6 利息	・ 利息はつきません(無利息)
7 税 金	・ 無利息のため、税金はかかりません
8 口座作成方法	・ 新規作成 ・ 従来の普通預金から決済用普通預金に変更 ・ 決済用普通預金から従来の普通預金に変更
9 手 数 料	・ キャッシュカードによる払い戻し等にあたっては、キャッシュカード規定による手数料をいただくことがあります(詳しくは手数料一覧をご覧ください)
10 付加できる 特約事項	・ キャッシュカードによる預入、支払、振込がご利用いただけます ・ 個人の方で「総合口座」の定期預金をご契約いただいた場合、当座貸越がご利用いただけます 貸越限度額 定期預金担保分を合計した金額の90%(最高200万円) 貸越利率 担保定期預金利率+0.5%
11 中途解約の 取扱い	—
12 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9:00~17:00、電話:0120-45-0690)にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、上記東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13 その他の 重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度により全額保護されます</li> <li>・ ただし、決済用総合口座の定期預金は全額保護の対象とはなりません</li> <li>・ 公共料金の自動支払い及び給与、年金等の受取ができます</li> <li>・ マル優の対象ではありません</li> </ul>

## <現行の普通預金から決済用普通預金へ変更する場合の留意事項>

- 従来の普通預金から決済用普通預金に変更しても、現在ご利用の通帳・キャッシュカードをご利用いただけます  
口座番号の変更はございません
- 従来の普通預金を決済用普通預金に変更するにあたり、前回の利息支払日から決済用普通預金への変更日前日までに発生した利息を当金庫所定の日に変更後の決済用普通預金口座に入金いたします